

「困ったなあ」

「答えます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

友達に貸した金と兄についての相談ですが…

Q

45歳男性。小さいなりに自分で会社を興して、なんとか順調に経営をしています。
相談が2つあります。
一つは大学の同級生に300万円貸した件です。学生時代とても仲が良く、成績も良くて一流マスコミに入ったのですが、上司と喧嘩をしてそこをやめたのをきっかけに次々に転職し、せっかく子供まで出来た家庭も壊れてしまいました。
8年ほど前、金を貸してほしいと頼まれ、50万円を貸しました。一度も返してはもらわないうまま、度々せがまれて、結局全部で計6回、各50万円をすべて振り込みました。最後が3年前

です。振り込み証明はありますが、借用証は取っていません。返済期限も定めていないし、もちろん利息の約束もしていません。こういうご時世ですから私も余裕があるわけではなく、早く返してもらいたのですが、携帯に電話しても使われていないというし、手紙を出しても戻ってきません。今どこに勤めているのかも分かりません。九州の実家を知っているので電話をしてみました。実家のほうにも長い

間音信がなく、もう死んだと思っていると言われてしまいました。

もう一つは兄の件です。恥ずかしい話ですが、大学卒業後少会と適応できないようで、実家で親と暮らしています。大人しくて暴力を振るうようなことはないのですが、今後親が死んだ後はどうなるのか、考えると気が重いです。完全に縁が切れれば嬉しいのですが。

貸金請求は10年で時効に。 精神上、友達も兄も負担に考えないこと。

A

どちらもたまたま、困った方に関わる問題ですね。相談者はまっとうに生きておられるのに気の毒なことです。
まずは一つ目の件ですが、借用証がなくても振り込み証明があれば金額が分かり貸したという証拠にはなります。これに対して、返済をしたというのは相手方が立証することになります。時効が10年なので、とくに最初の分は急がねばなりません。内容証明による催告書を出して時効中断してから裁判にするとというのが普通のやり方ですが、肝心の住所が分からないのでは文書も送れないし、裁判も起こせませんね。弁護士に頼むと住民票を取ってもらえますが、はたして住民票を移しているかどうか、怪しいものです。
相談者に借金があるくらいなので、他にもかなりあるとみるべきでしょう。逃れるために雲隠れをする。警察は刑事事件にからんでの失踪などであれば行方不明者を捜せますが、そうでないと動きません。何かのついでに相談者が相手を運良く見つけた



としても、返済能力はまずないでしょう。正式に自己破産をされれば返ってこないのと同じことです。

相談者としては相手が友達なだけに心から詫言いで、例えば10年後には必ず返すからといった証文でも書いてもらえれば気持ち落ち着くのかもかもしれません。人に金を貸す時には捨てたつもりでと言われますが、精神上、忘れてしまうというのも一案です。

2つ目ですが、民法上、兄弟には扶養の義務があるので、完

全に縁を切るのには難しいですね。ただ親子とは違って、自らに余裕のある限度で足りるので、無理をして送金したり、引き取って面倒を見るといった必要はありません。

お兄さんはずっと働いていないので自分の年金がなく、親が亡くなった後、遺産を切り崩してしまえばあとは生活保護を申請することになるでしょう。役所から相談者あてに扶養できるか聞いてきますが、余裕がないとの理由で断ればそれ以上のことはないはず。